

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

この入力例では、「特定口座の取引内容」と「前年分以前の株式売却に係る損失額」がある場合の申告書をスマホで作成し、マイナンバーカードを利用してe-Taxで送信する方法をご案内します。

赤枠の箇所をタップ・選択して進んでください。

※ 申告する内容により、実際の画面と表示が異なる場合があります。

e-Taxに必要なもの

① マイナンバーカード読取対応のスマホ



マイナンバーアプリ
をインストール



iPhoneの方



Androidの方

② マイナンバーカード (次のパスワードも必要です。)

- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード (数字4桁)
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード (英数字6~16文字)

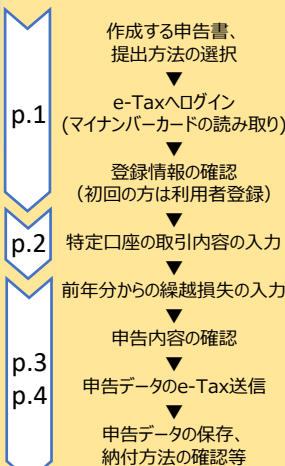
マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
有効期限が過ぎた場合、e-Tax手続等のご利用ができません。
特に、確定申告期は、更新窓口 (市区町村) の混雑が予想されますので、**お早めに更新手続をお願いします。**
> 有効期限や更新手続等の詳細は、「デンタル庁公式note」をご確認ください。



必要書類の事前準備 (書面または電子データ)

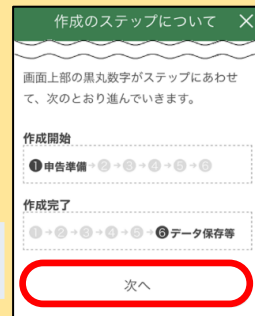
- ・特定口座年間取引報告書
- ・前年分の確定申告書付表の控え等 (前年から繰り越された株式譲渡損失が分かる書類)

申告書作成フロー



二次元コード
を読み取り、
作成を開始

STEP1 作成コーナーにアクセスし作成開始



「メニュー」ボタン

よくある質問

お問い合わせ

作成の流れ

メッセージボックス確認

確定申告特集ページ

よくある質問

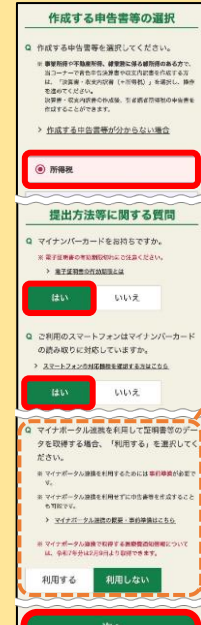
確定申告書等作成コーナーの各画面の入力例や、確定申告に関するお問い合わせの多い質問に対する回答などを掲載しています。

確定申告特集ページ

申告・納付期限のほか、e-Taxの利用方法や納付の方法など申告に関する情報を掲載しています。

(注) 確定申告特集ページのリンクはトップページのメニューボタンにのみ表示されます。

STEP2 作成する申告書等の選択

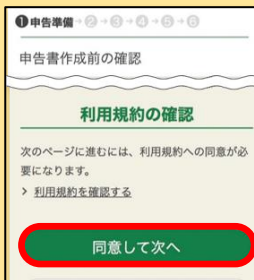


【参考】
マイナポータル連携

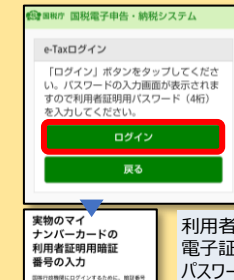
マイナポータル連携を行うことで、**特定口座の情報を自動入力**できます。マイナポータル連携の詳細や利用方法については、以下の「マイナポータル連携特設ページ」をご覧ください。



STEP3 利用規約の確認



STEP4 e-Taxログイン



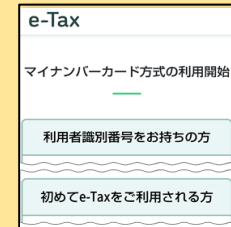
利用者証明用
電子証明書の
パスワード
(数字4桁)
を入力

マイナンバー
カードをスマホ
に「読み取り開始」
をタップ



※ スマートフォンのマイナンバーカードを利用する場合は、「カードの読み取り」を省略できます。

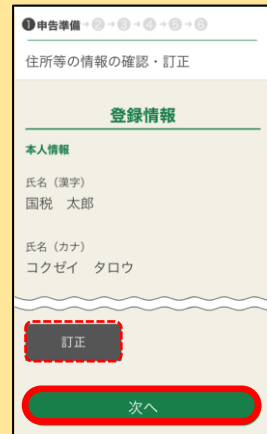
STEP5 利用者登録



マイナンバーカードを利用して初めて確定申告をする場合、利用者登録のための入力画面が表示されますので、画面の案内に沿って入力をしてください。

過去にマイナンバーカードを利用して確定申告をしたことがある方は、「STEP5」ではなく、「STEP6」が表示されますので、次に進みます。

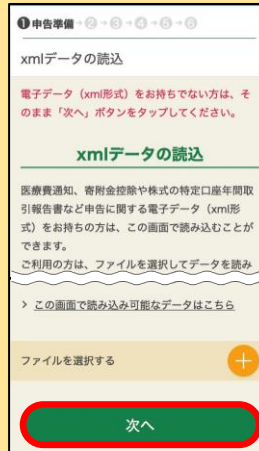
STEP6 登録情報の確認・訂正



表示された情報を確認し、変更等があれば、「訂正」をタップして情報の訂正を行ってください。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

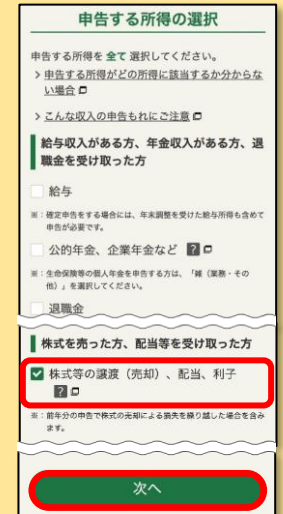
STEP7 xmlデータの読み込み



証券会社から交付を受けた特定口座年間取引報告書等のxmlデータを読み込む場合はこちらで読み込みを行います。

読み込まない場合は「次へ」をタップ

STEP8 申告する所得の選択



給与や年金などに他に申告する所得があれば全て選択し、「次へ」をタップ

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

STEP9 選択された所得の入力

選択された所得の入力

株式を売った方、配当等を受け取った方

株式等を譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方、配当・利子等の受け取りがある方、前年分の申告において株式の売却による損失を繰り越した方

金融・証券税制

申告の選択

株式等の譲渡所得等

上場株式等に係る配当所得等

金融課税

配当所得

利子所得

次へ

「金融・証券税制」をタップ

STEP10 入力画面TOP

収入等入力

株式の売却・配当・利子等の入力方法選択

「次へ」ボタンを押して、株式等の売却等や支払いを受けた配当、利子等に係る内容を入力します。

特定口座利用株式（いわゆるストックオプション制度の適用を受けて取得した株式）を選択した方などに該当する場合

「翌年に特定株式控除未済額又は設立特定株式控除未済額の繰戻し還付の請求（エンジェラ税制の繰戻し還付）をする予定のある方」

次へ

戻る

STEP11 入力項目の選択

「特定口座年間取引報告書」の内容の入力

Q 「特定口座年間取引報告書」の内容を入力しますか？

はい いいえ

Q 「特定口座年間取引報告書」に記載されている上場株式等の配当等のうち、申告するものはありますか？

はい いいえ

※ 「配当等の支払通知書」など、「特定口座年間取引報告書」に記載されていない配当等の内容の入力については「特定口座年間取引報告書」以外の内容の入力」欄から入力します。

はい いいえ

配当所得の課税方法を選択してください。

総合課税 申告分離課税

入力する

質問に応じて、該当項目を選択し、「入力する」をタップ

STEP12 特定口座一覧

収入等入力

特定口座年間取引報告書の一覧

現在選択されている配当所得の課税方法は 申告分離課税 です。

総合課税と申告分離課税の詳細

特定口座年間取引報告書の入力

入力件数：0件 / 300件

＋ 報告書の内容を入力する

次へ

戻る

「＋報告書の内容を入力する」をタップ

【参考】

マイナポータルから取得した情報や読み込んだxmlデータがある場合



マイナポータルから取得した情報

取得した内容を表示する（全1件）

金融商品取引業者等の名称
株式会社ABC証券

譲渡所得

配当所得

補正 削除

一覧に「要確認」と表示されるため、「補正」をタップし、申告する所得の選択等を行います。



STEP13 特定口座の入力

証券会社等から発行された「特定口座年間取引報告書」の内容を入力します。

【参考】
入力項目が分からない場合

画面右下の「見本」アイコンをタップすると、入力の参考となる見本画面を確認できます。

特定口座年間取引報告書の入力

A 口座情報の入力

・ 源泉徴収の選択

あり なし

・ 配当の種類

✓ 保管
✓ 信用
✓ 配当等

特定口座の取引のうち、申告するものにチェックをします。

申告する所得を選択

✓ 譲渡損益
✓ 配当等

譲渡に係る年間取引損益及び源泉徴収税額

B 源泉徴収税額（所得税）（円）

C 株式等譲渡所得割額（住民税）（円）

D 外国所得税の額（円）

見本

E 配当等の額及び源泉徴収税額等

G 特定上場株式等の配当等の額の記載

あり なし

・ 株式・出資又は基金（円）

・ 特定株式投資信託（円）

・ 投資信託又は特定受益証券発行信託（円）

・ オープン型証券投資信託（円）

・ 国外株式又は国外投資信託等（円）

・ 国外株式又は国外投資信託等に係る外国所得税の額（円）

H 特定上場株式等の配当等の上場株式配当等控除額（合計）（円）

I 金融商品取引業者等の名称

※ 「証券会社・銀行名等」と「本支店名等」を合わせて、60文字以内

・ 証券会社・銀行名等

※ 40文字以内

・ 本支店名等

※ 40文字以内

追加費用の入力

Q 「特定口座年間取引報告書」に記載されたもの以外の費用はありますか？

はい いいえ

Q 配当所得に係る負債の利子がありますか？

はい いいえ

もう1件入力する

入力内容の確認

特定口座の取引に関連して追加費用がある場合は「はい」を選択し金額を入力します。追加費用がない場合は「いいえ」を選択します。

入力が終わったら「入力内容の確認」をタップ

【参考】

配当所得の課税方法で「総合課税」を選択した場合

STEP11で「総合課税」を選択した場合、STEP13で配当等の入力を行うと以下のように配当控除に関する入力項目が追加されます。各入力項目について、該当金額があれば入力してください。

配当控除の入力

日欄において入力した配当等の額のうち、以下の項目に該当する金額があればその金額を入力してください。

※ 「特定口座年間取引報告書」の「種類」欄や、「（摘要）」欄の記載を基に入力してください。

上記「株式・出資又は基金[B1] 11,111円」のうち、配当控除の対象とならないもの（円）

上記「特定株式投資信託[B2] 22,222円」のうち、外国国債指数連動型以外のもの（円）

上記「投資信託又は特定受益証券発行信託[B3] 33,333円」、オープン型証券投資信託[B4] 44,444円」のうち、外貨建て資産割合

特定口座年間取引報告書に記載されている、配当等の交付状況の「種類」欄や「摘要」欄を参考に配当控除について入力してください。

該当があるか不明な場合は、特定口座年間取引報告書の発行元の証券会社等にお問い合わせください。

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

STEP14 特定口座一覧（入力あり）

特定口座年間取引報告書の一覧

現在選択されている配当所得の課税方法は 申告分離課税です。

> 総合課税と申告分離課税の詳細

特定口座年間取引報告書の入力

入力件数：1件 / 300件

1
金融商品取引業者等の名称 ABC証券XYZ支店
譲渡所得 申告する
配当所得 申告する

訂正 削除

+ 報告書の内容を入力する

次へ

STEP15 入力項目の選択

「特定口座年間取引報告書」以外
の内容の入力

Q 特定口座 以外の株式等の取引、「配当等の支払通知書」、「利子等の支払通知書」などの内容を入力しますか？ ☒ はい ☐ いいえ

※ 「特定口座株式等の取引内容を入力した場合は、前年分「確定申告書付表」の(7)欄に、「はい」を選択してください。

上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

Q 令和6年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？ ☒ はい ☐ いいえ

入力する

入力終了

戻る

※ この事例では「いいえ」を選択していますが、申告する取引がある場合は「はい」を選択して、取引内容を入力します。

「はい」を選択し、「入力する」をタップ



STEP16 繰越損失額の入力

前年から繰り越された損失額の入力

「令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除）」を基に、前年から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失の金額を入力します。金額にはマイナスを付せずに入力してください。

A 令和4年の譲渡損失の繰越額（円）
（令和6年分「確定申告書付表」の（7）欄）

B 令和5年の譲渡損失の繰越額（円）
（令和6年分「確定申告書付表」の（8）欄）

C 令和6年の譲渡損失の繰越額（円）
（令和6年分「確定申告書付表」の（5）欄）

見本

次へ

戻る

前年分の申告書等から各年の繰越損失額を入力します。

※ どの欄に入力したらいのか分からない場合は、画面右下の「見本」アイコンをタップすると、見本画像を確認できます。

STEP17 計算結果確認

「特定口座年間取引報告書」以外
の内容の入力

Q 特定口座 以外の株式等の取引、「配当等の支払通知書」、「利子等の支払通知書」などの内容を入力しますか？ ☒ はい ☐ いいえ

※ 「特定口座株式等の取引内容を入力した場合は、前年分「確定申告書付表」の(7)欄に、「はい」を選択してください。

上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越した方

Q 令和6年分の申告で上場株式等に係る譲渡損失の金額を繰り越しましたか？ ☒ はい ☐ いいえ

訂正する

入力終了

戻る

計算結果

入力された内容に基づき計算した所得金額等は、以下のとおりです。

【申告分離課税】
株式等の譲渡所得等
・上場株式等の譲渡所得等の金額
100,000円

上場株式等に係る配当所得等の金額
100,000円

翌年以降に繰り越される損失額
0円

閉じる

STEP18 所得控除・税額控除の入力

選択された所得の入力

株式等売却した方、配当等を受け取った方

株式等を譲渡（売却）したことによる所得（損失）がある方、配当・利子等の受け取りがある方、前年分の申告において株式の売却による損失を繰り越した方

金融・証券税制

株式等の譲渡所得等

☒ 入力あり

上場株式等に係る配当所得等

☒ 入力あり

配当所得

利子所得

金融・証券税制に係る所得等の金額を表示する

次へ

所得控除の入力（1/2）

支出に関する控除の入力

社会保険料を支払った方 ☒ はい ☐ いいえ

国民年金保険料、国民健康保険料（税）、介護保険料などを支払った方（源泉徴収票に記載のないもの）

社会保険料控除

寄附金控除

政党等寄附金等特別控除

次へ

戻る

申告する各種控除があれば入力します。
（所得控除・税額控除）

STEP19 計算結果確認（全体）

計算結果の確認

入力内容から計算した結果は以下のとおりです。表示された内容を確認し、訂正がある場合は各項目の訂正ボタンを押してください。

還付される金額
30,630円

※ 住民税等については、確定申告書に基づき市区町村で別途計算されます。

収入・所得金額（申告分離課税）の確認

上場株式等に係る譲渡所得等

収入金額
200,000円

所得金額
100,000円

本年分で差し引く繰越損失額
66,666円

翌年以降に繰り越される損失の金額
0円

入力内容に応じて税額が自動計算されます。

訂正があれば「～を訂正する」をタップし、内容を訂正してください。

収入・所得金額を訂正する

その他の項目を訂正する

次へ

STEP20 還付金の受取方法又は納付方法の選択

還付金の受取方法

以下の事項に注意して、還付金の受取方法を選択してください。

還付金の受取方法 ☒ 公金受取口座への振込み（公金受取口座を登録済みの方に限ります。） ☐ ゆうちょ銀行以外の銀行等への振込み ☐ ゆうちょ銀行への振込み ☐ ゆうちょ銀行の各店舗又は口座での受取り

還付金振込口座等を選択・入力します。

又は

納付方法

延納の届出 ☒ はい ☐ いいえ

上記の納付する金額について延納を希望される方は、「延納を届け出る」にチェックを付けてください。なお、延納期間中は利子税がかかりますので、ご注意ください。

延納を届け出る

納付方法の選択

納付方法 ☒ 各納付方法の内容を確認する ☐ 選択してください

納付方法を選択します。

【参考】納付方法のご案内

以下の納付方法が選択できます。

- ・振替納税（口座引落し）
- ・電子納税（ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング）
- ・クレジットカード納付 ※1
- ・スマホアプリ納付 ※2
- ・コンビニ納付 ※2
- ・金融機関等での窓口納付

- ※1 クレジットカード納付は、納付税額にじた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。納付可能な金額は、1,000万円未満、かつ、利用するクレジットカードの決済可能額以下となります。
- ※2 スマホアプリ納付及びコンビニ納付は、納付税額が30万円以下の方が納付するための手続です。



納付の手続について、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

特定口座の取引内容と前年分以前の株式売却に係る損失額を申告する場合の入力例

STEP21 財産債務調書・住民税等

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

財産債務調書、住民税等に関する事項

財産債務調書の作成

財産債務調書の提出要件の確認

令和7年12月31日においてその価額の合計額が10億円以上の財産を有する方は、令和8年6月30日（火）までに、財産債務調書を提出する必要があります。

提出義務者に該当する方は、チェックをしてください。

> 財産債務調書の提出要件の詳細

☐ 12月31日において合計額が10億円以上の財産を保有している

※：別途提出する場合、入力を経済することがあります。

別居の配偶者・親族に関する入力を行う

所得税で確定申告不要制度を選択した非上場株式の少額配当等がある場合 ☐

☐ 非上場株式の少額配当等の入力を行う

住民税の徴収方法

給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法を選択してください。

必要な方のみ選択してください

次へ

戻る

該当があるものを入力します。

STEP22 基本情報の入力

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

基本情報の入力

氏名・電話番号の入力

氏名（フリガナ）
※：全11文字以内

コクセイ タロウ

氏名（漢字） **必須**
※：全10文字以内

国税 太郎

電話番号
※：日中両方で読める電話番号を入力してください。

区分

世帯主からみた続柄
選択してください

整理番号 ☒ ㉓
※：税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などにより、税務署で付番した整理番号が分かるようになる場合は入力してください。
※：数字のみ

01234567

次へ

戻る



訂正事項がなければ「次へ」をタップ

STEP23 マイナンバーの入力

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

マイナンバーの入力

1人目

氏名
国税 太郎（本人）

生年月日
昭和43年10月13日

マイナンバー（個人番号）
※：数字12桁

次へ

マイナンバーを入力し「次へ」をタップ

STEP24 送信前の申告内容確認

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

送信前の申告内容確認

1 申告書等を表示して、送信前の申告内容を確認してください。
なお、申告書等はまだ送信されていません。

申告書等を表示する

※：PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して別の画面に表示されているか確認してください。

申告内容を訂正する場合

次へ

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

送信前の確認用です。

令和7年分の申告書等送信票（兼送付書）

氏名 国税 太郎

生年月日 昭和43年10月13日

マイナンバー 123456789012

整理番号 0000-0000-0000-0000

送付先 京橋税務署

利用可能期間 0000-0000-0000-0000

氏名又は名称 国税 太郎

「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

「申告書等を表示する」をタップすると、PDFでイメージが表示されます。誤りがあった場合には、「申告内容を訂正する場合」をタップし、申告内容を訂正してください。

誤りがなければ、「次へ」をタップ

STEP25 送信準備

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

送信準備

特記事項の入力

特記事項
※：2000字以内

その他の事項の入力等

税理士に関する内容の入力

税理士に関する内容を入力する

登記情報の入力

登記事項証明書に代えて照会番号を送信する

次へ

戻る

特記事項等があれば入力し、「次へ」をタップ

STEP26 データの送信

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

データの送信

e-Tax送信

所得税の確定申告書データを送信しますので、「送信する」ボタンをタップしてください。その後、確認画面が表示されますので、「送信を実行する」ボタンをタップすると、所得税の確定申告書データが送信されます。

送信する

送信準備へ戻る

確認

確定申告書データを送信しますが、よろしいですか。

※：「送信を実行する」ボタンをタップした後は、操作せずにお待ちください。

(KC-MC2002)

送信を実行する

キャンセル

送信完了

正常に送信が完了しました。

閉じる

STEP27 送信結果の確認

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

送信結果の確認

送信結果の確認

以下の内容で所得税の確定申告書データが正常に送信されました。

提出先 京橋税務署

利用可能期間 0000-0000-0000-0000

氏名又は名称 国税 太郎

「次へ」ボタンをタップして「送信票等の印刷」画面に進んでください。

次へ

STEP28 申告書等送信票の確認

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

申告書等送信票（兼送付書）等の確認

確認手順

1 「申告書等を表示する」ボタンを押してください。

4 表示されたPDFファイルを確認の上、提出が必要となる添付書類がある場合は、印刷してください。

申告書等を表示する

※：PDFファイルが表示されない場合は、タブボタンを押して別の画面に表示されているか確認してください。

申告内容の訂正方法

次へ

送信した申告書等の印刷・保存ができます。

STEP29 送信後の作業

①→②→③→④→⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

送信後の作業のご案内

送信後の作業

入力内容の保存

入力した内容を作成コーナー専用データ（.data形式）として保存します。保存した入力データは、申告内容を修正する場合や、翌年以降に申告書等を作成する場合に利用できます。

入力データのダウンロードページへ

作成コーナーの改善のため、アンケートにご協力ください。
なお、アンケートへの回答は任意です。

アンケートへの回答ページへ

終了（トップ画面へ戻る）

戻る

入力データ（.data）は翌年以降の申告書作成などに利用できます。

動画で見る確定申告



特定口座の入力方法やお問い合わせの多いポイントについて、動画でもご案内しています。

